

「緊急事態宣言」の解除に伴う厚木市斎場の施設利用について

斎場のご利用については、解除後も引き続き三密を避け、マスク着用や手指消毒の励行、定期的な換気の実施に努めていただき、基本的な感染対策を継続するものとします。

なお、これまで式場控室や待合室でのお酒類の販売・提供を停止しておりましたが、10月1日から解除しますので、ご利用くださるようお願い申し上げます。

1 宣言等の解除に伴う火葬等の変更及びお酒類の販売・提供開始について

令和3年10月1日から変更適用

2 新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬や式場、待合室の利用について

- (1) 新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬受入れ時の火葬場職員及び葬儀業者担当者の防護服の着用は不要としますが、予約時に情報提供をお願いします。
- (2) これまで新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬は、原則午前9時で見送り・収骨の制限をしておりましたが、通常の間隔等の受入れに変更します。
なお、これにより式場の利用も可能となります。

3 式場、待合室の利用について

- (1) 遺族、会葬者の告別室・待合室、式場等への人数制限等については、当分の間「緊急事態宣言」中と同様の取扱いとします。式場は50名、待合室は最大20人程度としておりますので、少人数での参列に努めてください。
なお、式場での通夜、告別式等で会葬者が多数見込まれるときは、葬儀執行前に自由焼香（個別焼香）等を実施していただき、三密防止に努めるようお願いいたします。
- (2) 売店でのお酒類の販売・提供は解除しますが、飲食の形式は、当分の間「緊急事態宣言」中と同様の取扱いとします。
- (3) 現在設置しております式場控室及び待合室の感染防止用のパーテーションは、存置します。

問合せ先

神奈川県厚木市下古沢548番地

厚木市斎場

電話 (046) 281-8595

FAX (046) 250-2212

E-mail : 2650@city.atsugi.kanagawa.jp